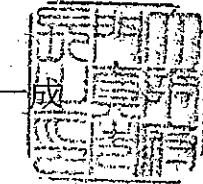




門環対第86号
平成25年5月2日

大阪府知事
松井 一郎 様

門真市長 園部



(仮称)淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について(回答)

平成25年1月11日付け環保第2327号にて照会のありました、標記の件につ
きまして別紙のとおり回答いたします。

(仮称)淀川左岸線延伸部環境影響評価方法書に係る知事意見作成に際して本市が下記に指摘する事項について配慮されるよう要望する。

総括的事項

事業実施において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の大気質、騒音、振動、地盤沈下等及び工事に伴う水質汚濁等の予測及び評価を行い環境保全措置を最優先に行うこと。

項目別事項

1 大気環境

- (1) 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」対策地域内の事業であることから、排出負荷量を最大限抑制し、総量削減計画の目標達成に努めることを記載すること。
- (2) 微小粒子状物質については、環境基準が定められているものの、予測手法が確立されていないことから、これらの手法が確立された場合には、大気質に係る環境影響評価の対象物質として追加すること。

2 水環境

方法書にて、公共用水域における切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域及びその周辺水域を調査地域としているが、形質変更により地下水脈が影響を受ける可能性があるため、「水環境」に「地下水」の項目を選定し、環境影響評価を行うこと。

3 騒音、振動

- (1) 騒音及び振動については、開通後の交通量の変化を充分に考慮し詳細な評価を行うこと。
- (2) 自動車騒音では、遮音壁の設置など基準値から余裕をもった環境保全措置を行うよう検討すること。
- (3) 工事中は、防音パネル、低騒音かつ低振動の機械を採用し、充分なモニタリングを行うこと。

4 日照阻害、電波障害

市域が高架道路になることから日照阻害、電波障害等については、地元住民の意見をもとに検討すること。

5 土壤に係る環境及びその他の環境について

地盤について、切土工等による地下水位の低下により影響が生じる恐れがあるため、地下水位の変動状況や軟弱地盤の状況調査を十分に行うこと。

6 景観について

- (1) 対象事業実施区域の周辺地域では、高架道路の遮音壁及び桁等により景観への影響が生じる恐れがあるため、地域景観との調和等に充分配慮すること。

(2) 道路側壁板の設置による光の反射等についての住民の生活環境への影響について充分配慮すること。

7 その他

工事期間が長期に渡ることが想定されることから、工事の実施に係る環境保全措置について十分に検討し、準備書に記載すること。